

方、夜には閉めるというようなことを想定し、夜間は極力利用できないような、しないような形では考えてございます。

あと、その辺の、例えば何かで大会だとか、そのようなことをやりたいというようなことがございましたら、その辺はやはり今後運用の規定等を検討していきますが、今後、現在も検討しているような状況でございますが。その貸出し方法とか、そういったこともいろいろ検討してまいりたいと思います。ただ、大会やりたい、予約を申し込む制度というのも方法の1つであると思います。

- 4 番 少し大井中央公園のことについて、大まかに、ちょっと再質問のほうは少し脱線してしまっているところもあるのではないかなというようなふうに思いますけども、ちょっと管理の面について、建物を今回先ほど話にも出てきましたけれども、建物自体もやはり防犯の面とか管理の面で、夜施錠が必要だと思うんですけれども、そういった朝開けたり夕方施錠したりというのが必要だと思うんです。その辺を考えているかどうかと、その辺をどこにお願いするのかと、その辺をお答えいただけますでしょうか。

生活環境課長 主に建物、休憩所の管理につきましては、基本的には利用時間は朝、例えば8時半からとか9時から夕方5時までというふうな状況で利用できればと思っております。その辺の管理につきましては、先ほどから出てございますシルバーさんに委託をできればと考えてございます。

議 長 以上で、4番議員、和田紀昭君の一般質問を終わります。

引き続き、通告3番、8番議員、鈴木磯美君。

- 8 番 通告3番、8番議員、鈴木磯美です。

新型コロナウイルス感染症が発症して以来、長い時間が経過しております。本町においてもワクチン接種が始まり、収束に向けて期待するところではありますが、始めてみると諸課題もあり、今も席にはいませんが担当課及び職員にあっては本当に大変だと推測され、連日の対応に感謝いたします。本当にありがとうございます。いないですけれども、また後でお伝えください。

医療従事者及び関係者には当初より感謝を述べてきましたが、先行接種の状況をマスコミ等で聞くに当たり、医療機関と連携している消防・警察など、全国統一に先行接種を受けていない状況が見られます。配慮すべきと感じました。

ちなみに本町が委託している小田原市消防本部は、救急隊を含め消防職員、

先行接種を行っているという情報を申し添えます。今後の対応に期待したいと思います。

それでは、通告に従い、質問をさせていただきます。

大項目の1、山田総合グラウンドの利用について、2、生産組合の現状と今後について。

まず最初に、山田総合グラウンドについてですが、開設以来28年が経過し、グラウンドの利用料金は一昨年見直されたことは承知しておりますが、テニスコートについては見直された経緯は見受けられません。開設時、全天候のオムニコート、土のクレーコート、全8面は近隣市町の中でも注目の的でありました。その後、近隣市町でも総合運動公園等として整備されてきましたが、利用料金等を比較して今後の利用料金の見直しをする考えはあるのか。

2つ目として、利用者の利便性を考慮し、夏季時間、開場時間の見直しをする考えは。現在は条例において年間を5つに分けて規定しているところであります。夏季についての開場時間を見直しする考えは。

3つ目として、緊急事態宣言時やまん延防止等の地域に指定された場合、公共施設として今後も閉鎖していくのか。十分な感染対策を講じ、開場している市町もあると聞きますが、本町の今後の対応は。

続いて、本町がお願いしている生産組合長ですが、経緯は定かではありませんが、現在の社会情勢の変化や本町の現状を鑑み、以下について伺います。

1、本町における生産組合長の職務とはどのようなものなのか。地区によっては生産組合長という名称すら知らない住民が増えています。

2、本町における生産組合の活動内容は。方針的なものが示されているのか。

3つ目として、自治会員イコール生産組合員ではないと推測しますが、それではその生産組合に入る加入要件、そういうものがあるのか。現在の加入状況は。

4つ目として、活動内容によれば、かながわ西湘農業協同組合との連携が必要と思われませんが、現状と今後の展望。

以上、登壇の質問とします。御答弁よろしく願いいたします。

町長 通告3番、鈴木議員からは、「山田総合グラウンドの利用について」、「生産組合の現状と今後について」、大きく2点の御質問をいただいておりますが、

順番を入れ替えさせていただきまして、まず私から2点目の生産組合の現状と今後について先に答弁させていただき、1点目の山田総合グラウンドの利用については教育長から自席で答弁をさせますので、よろしくお願いいたします。

それでは大きな2点目、「生産組合の現状と今後について」、細かく4点について御質問をいただいておりますので、順次回答させていただきます。

まず、1点目の生産組合長の職務についてですが、鈴木議員がおっしゃっており、生産組合長は地方自治法第203条の2の規定により「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」に位置づけがされた非常勤職員に該当いたします。

町では、生産組合長の職務や生産組合の活動に関する基準や取決めは定めておりませんが、本条例が施行された昭和32年8月31日当時より非常勤職員として位置づけがされております。また、相和村、金田村、曾我村が合併し大井町のとなる前より、各地域には生産組合と生産組合長が存在し、米の収穫量の確保、農業用道水路の整備や維持管理を行うとともに、共同防除の実施や共同精米など、第1次産業が町の中心的産業であった当時は、地域の中で重要な役割を担っていたと聞き及んでいます。

現在は本町の産業構造も大きく変化し、地域や自治会における生産組合の役割も大きく変わってきておりますが、生産組合長の役割は地域の農業生産者の代表として町事業に携わる非常勤職員であることに、昔から変わりがないと考えております。

今まで生産組合長に担っていただいている農業施策に係る業務としては、生産組合長会議への出席、農業委員会選挙人名簿の調査、国の制度である経営所得安定対策事業における水稻生産実施計画の取りまとめ、農林業センサスの調査員、そして産業まつり農産物品評会出品物の取りまとめ等がございましたが、平成28年度より農業委員会等に関する法律の一部改正により、農業委員会の委員の選任方法が公選制から市町村長による任命制へ移行したことに伴い、農業委員会選挙人名簿の調査業務がなくなるとともに、国制度の廃止に伴い、令和2年度より水稻生産実施計画の取りまとめ業務も終了している状況にあります。

法律や国の制度の状況により、生産組合長が担う業務についても変化が生じることになりますが、本町の農業振興を確保していく観点から、農業の担い手

不足により拡大する荒廃農地対策や、人・農地プランによる担い手の確保対策、さらには農業用道水路の管理といった側面からも、地域の農業生産者を取りまとめる役割を担う生産組合長の存在は、今後重要になっていくと考えているところでもあります。

次に、2点目の「生産組合の活動状況は。」との御質問ですが、冒頭に触れさせていただきましたが、生産組合の存在や活動は、合併前より以前に根づいていたものであり、その歴史的背景からも、自治会によってその活動内容には違いがあります。自治会活動として、美化清掃や農業用水路等の管理を担う生産組合もあれば、古くからの歳時ごとを担う生産組合もあります。一方で、特段活動がない生産組合もあれば、農業生産者がいなくなったことから解散した生産組合もございます。

次に、3点目の「生産組合への加入要件及び加入状況は。」との質問ですが、町内に生産組合は18団体ありますが、そのうちかながわ西湘農業協同組合の正組合員を加入要件としている組合が9団体あります。そのほか、特に加入要件を持たない団体が6団体で、農地の保有面積や昔から農家のみを加入要件とする団体が3団体ございます。

生産組合への加入状況ですが、令和2年度の状況で518戸となっております。

次に、4点目の「かながわ西湘農業協同組合との連携は。」との御質問ですが、かながわ西湘農業協同組合では各地区に支部長を置いており、支部長を兼ねている生産組合長は17団体ございます。

現状では、生産組合長と支部長を兼務されている方がほとんどですが、生産組合長と支部長ではその役割に違いがあるため、町業務の一部を非常勤職員として担っていただいている生産組合長の役割としては、直接的にかながわ西湘農業協同組合との連携は行っていない状況であります。

以上、答弁とさせていただきます。

教 育 長 それでは、私からは1点目の「山田総合グラウンドの利用について」順次お答えさせていただきます。

まず、1つ目の「利用料金の見直しをする考えは。」との御質問ですが、多目的グラウンドにつきましては料金の見直しではありませんが、総合体育館との均衡を図るため、令和2年度から利用料金を徴収しております。テニスコー

トに関しましては平成5年の開設以来、一度も利用料金の見直しをしておりません。これは町民の皆様、さらには利用者の皆様に安く利用していただき、リピーターとなって再びこの施設を利用していただき、収益を上げていくということで行ってまいりました。その結果、利用料金が安く交通の便もよいこと、さらには平成30年度から指定管理者制度を導入したことで施設整備も行き届いていることにより、利用者は右肩上がりが増えてきております。

しかしながら、近隣の同施設の利用料金の状況を見ますと、本町の料金設定を上回るものや対象者別に料金設定をしているところもございます。時代にあった料金設定も必要であると考えますので、今後検討してまいりたいと考えます。

次に、「開場時間の見直しをする考えは。」との御質問ですが、現在本町では年間を5つの利用時間帯に分けて、日が短い時期は午前9時から午後4時まで、また長い時期は午前9時から午後6時までの運用で行っております。ただ、昨今は時期によっては大分日が長くなっており、今頃から9月頃までは午後7時くらいまでは活動ができる状況にもあるかもしれません。利用者の利便性がさらに向上するよう、近隣施設の開場時間等も見た中で検討してまいりたいと思います。

次に、「今後、緊急事態宣言等が出された場合の対応は。」との御質問ですが、昨年度2回の緊急事態宣言を受け、4月8日から5月26日、1月13日から3月21日を休場といたしました。県内各自治体においては緊急事態宣言後、休館、時間短縮等の対応を取っていましたが、休館の場合でも予約済みの場合は貸出しを行っている自治体もございました。本町においては2回とも完全休場としたわけですが、これには営業補償の話もついて回りますが、少なからず他自治体では利用制限がかかっている中で、山田総合グラウンドを開場することにより人が集まってきてしまうことが想定され、人流を抑え感染リスクを高めないため、さらには町内から感染者を出さないという考えのもとに、苦渋の決断の末、休場することといたしました。

今後、緊急事態宣言等が出された場合、基本的には先ほど申し上げた理由から前回と同様に休場することになると思いますが、宣言内容や県外各施設の状況を見た中で最適な対応をとっていきたいと考えております。

8 番 御答弁いただきましたので、順次再質問させていただきます。

教育長の答弁は私が思っていた質問内容に100点近い内容を網羅されているので、確認の意味も含めて何点かさせていただきますが、見直しではなくて山田総合グラウンドは2年前に、1日1時間1,000円取るようになりました。それ以外は御答弁にあったように一切変更がなかったということで、8%から10%に、また消費税のときも一切値上げをしていない。当初から金額的にはクレート350円、600円、グラウンドが1,000円、そういう規定ですとやってきて、今御答弁の中でリピーターを含めて使いやすいという、そういう意見があつて、最近見ますと平日でも結構埋まっている状況が見受けられます。最近にあつては、これは趣旨とはちょっと違うんですけども、緊急事態の都市からも、まん延防止の都市からお見えになっている利用者があるということも聞いています。それが上げて、当町はそれに該当していませんけれども、その辺のところはいかがなものかなと感じていますが。先ほどの教育長答弁で居住地、隣接のところで、私が昨年の12月にナイター照明の必要性を訴えて、というのは予算の関係もあるから早急には無理だ、という御答弁でしたので様子を見ていますけども、ナイター施設のないところでも今再質問しますけれども、1から3までとか4までがリンクしますので、ちょっと前後する可能性がありますので、その辺のところは御了承ください。近隣市町も多分チェックされていると思うんです。ナイターがないところでも先ほど教育長答弁の中に、夏季にあつては19時までやっているところもあります。金額についても年齢層、高校生以下とか、そういう区分でやっているところもあるので、これを見直すタイミング、開場時間なり料金なりを、タイミングなんですけれども。御存じのとおり1年間指定管理者延長して今年度で指定管理者、新しく次年度には再契約になるのか新しいところが参入してくるのか分かりませんが、新たな契約をするに当たってそのタイミングですよね。いろいろな消費税が上がったとか、グラウンドの駐車場が補装できたとかトイレができたとか、いろいろな整備・設備をしていますので、そのタイミングによって、その料金とか開場時間等の見直しが必要だと思うんです。このタイミングは町のほうは今どういうふうを考えていますか。

生涯学習課長 指定料金の見直しということですが、こちらは現在指定管理者の更新

手続のほうを今年度行う予定になっております。そこで近隣市町を参考にしながら、今年度利用料金の見直しであるとか、あるいは開場時間の見直し等について検討していきたいと考えております。

- 8 番 課長の答弁にありました、今年度中に。ここは今いいタイミングだと思うんです。この指定管理料を見直すにも、以前にも同僚議員からありましたけれども、高い指定管理料を払うだけの話ではない。また明後日、補正予算でもありますけれども、補償料金等も発生してくる、さっきの答弁にもありました。そんな形で指定管理料を見直すに当たっても、今この料金の値上げとか、開場時間を精査する意味でも、タイミング的には今なのかなと私個人的に思います。そういったもので、今課長の中で今年度中に何とか精査して見直しをして、新しい指定管理のところの契約に関してはそれを活用していくと、それをもう一度確認します。今年度中に間違いはないですか。

生涯学習課長 議員のほう、御指摘ございましたけれども、今年度中に指定料金と時間のほうについては、見直しのほうを検討していきたいと考えております。

- 8 番 最後になりますけれども、山田総合グラウンド、私も何回も行ってきます。今のスポーツ協会の前身の体育協会、ソフトテニスで非常にお世話になりました。その管理もコートの管理等もお手伝いした経緯もありますけれども、この指定管理するに当たって、さっきの違約金の問題じゃないですけれども、6月1日からまん延防止に指定された近隣市、昨日インターネットで確認したんですけれども、時短だけで開場しています。その前の緊急事態もそうですけれども、結構その利用基準しっかり決めて、本町の山田グラウンドも体温測定なりしっかり管理をされて、そういう利用条件をつけて、今後もさっき教育長答弁で検討しながら近隣の状況を見ながら、緊急事態とかまん延防止のときに町としての対応を検討していく、という御答弁ありましたので、その辺のところも参考に、昨日から始まっている、それでも時短営業でやっているというところもありますので、その辺のところもまた参考に、これもいつあるか分からないんで、含めて早急に今後あったらどうしようか、これは総合体育館みたいに屋内施設と、山田総合グラウンドみたいに屋外施設と、同じ均一の町の公共施設だからそこからコロナを出したくないという町長の気持ちも分かります。でもどこでうつるか、感染するか分からない時代になってきているので、その辺の

ところも含めて、こちらの緊急事態のほうも早急にどうか、検討するという形でよろしいでしょうか。

生涯学習課長 開場につきましては、確かにまん延防止の重点地区の指定であるとか、あるいは今後緊急事態宣言がいつ起きるとも、発令されるとも分かりません。そんな中で今後も感染防止対策には徹底するとともに、もしそのようなことが起きたときを備えて、開場時間等も常に検討してまいりたいと考えております。

教 育 長 議員御指摘の過去に2回実施してきたところでございますけれども、基本的には県の対応、県が施設についてどう対応しているかということに準じて本町では検討してまいりました。しかしながら県のほうの対応も若干様子が変わってきていると。そういったところの中で、いわゆる各自治体のほうの対応もまた中で揺れ動いてきた経緯で今に至っているのかなと思っております。いずれにいたしましても、そういう全般的なところの中、やはりただ単に町ということではなくて、県の動きというものを、もしくは国のそういった指針等に基づき、検討していかなければならないと。やはりそういったところをよりどころとする中で、当然他の市町も材料として考え、そして先ほど答弁させていただきましたような方向性で、今後は対応していきたいと考えているところでございます。

8 番 山田総合グラウンドは今の現況の利用状況によって何か問題があるというのではなくて、大井町の山田総合グラウンドは、例えば町民と2市8町の申し合わせ事項がありますけれども、予約の日にちをずらしていますので、町民が使いづらくなっていることはないんです。初日には若干朝早く並ばれる方もいますけれども、そういった意味では15日刻みで、町内と2市8町はその時間から、それ以外の他市町村については15日前からということでやっていますので、その辺のところは現行のまま続けていただいて、皆さんが利用しやすいような山田総合グラウンドにしていってもらえればと思います。本当に十分な回答でありましたので、次のほうに十分時間を割きたいと思いますのでありがとうございます。

次の生産組合についてなんですけれども、お恥ずかしい話、私地元の自治会で同じ組の中でも何回か生産組合の役を受けていました。実際やっていた。何の違和感もなく、前任者から引き継いだ仕事をそのまま送って、2年過ぎた

ら次の人にそのまま申し送っていて何の違和感もなかったんですけれども。ここはちょっと町民の方から御質問を受けていろいろ調べていく中で、大井町の報酬、町長答弁にありましたけど、報酬払っているその生産組合長の要綱規定というのがどこにも見当たらずで、どういう規定で、自治会とは違う組織だとも承知しています。どんな形のを町からお願いして、それに対しての対価を支払っているのかというのがちょっと見えなかったもので、今先ほどの町長答弁にありましたように、まだ私把握できていないので、もう一度その辺のところ、どんなことを生産組合長に期待して、今後のことじゃないですよ、今までどういう形でそういうふうに進めてきたのかということだけ先に確認させてください。

地域振興課長

生産組合長につきましては、先ほど町長から答弁させていただいたように、町としては特に設置の要綱または生産組合長が担う職務等を定めた取扱い基準みたいなものはございません。ただ、これも答弁で町長から申し上げたところなんですけども、特別職員の非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の中で、ここで生産組合長というのが合併当初から位置づけがされているというところでございます。地域振興課が生産組合長の業務ということで担っているわけですが、こういった中でも過去からの生産組合長の担っている業務を踏襲的に取り組んで伝えてきたというのが現状でございます。

8 番

こちらの質問も4つのやつも大分リンクしていますので、ちょっと絡んで一緒になってしまう場合もありますので、その辺も御承知おきください。ということは、今現在自治会とは言いませんけれども、各自治会の単位で置いてある生産組合に対しての町からお願いする基準要項、そういう取決めはないというふうに私今聞き取りをしたんですけれども。町長答弁で今後はこんなことを新たにやってほしいんだということで、今何でこんな質問をしたかということ、今町長答弁でありましたけれどもJAの支部長制度とごちゃごちゃで、町民の方が御理解されていないというところがちょっと見受けられて、私もその内の1人だった、以前はね。だから生産組合長と支部長制度は町長答弁で全く違うものですよ、というのは答弁いただきましたけれども、その内容がはっきりしてない。だから先ほど18団体のうちの9つはJAの組合員、もしくは準組合員が入っているのかよく分かりません。それも先ほどの答弁ですと、その生産組合

に任せているみたいな、そういうニュアンスに取れたんですけども、規定がないから。先ほどの私が質問した加入要件等もその生産組合によってばらばらというか、町からこういう条件でとか田んぼを持っていなきゃ駄目だよとか、農地を持っていなきゃ駄目だとかないので、その生産組合、自治会の今までの先祖からの申し伝え、私もそうだったけれども、それで何の違和感もなく今までやってきちゃったんですけど、大井町のこの現状が今先ほど518、数字に間違いがあったらすみません、それが今の加入状況だとしますけども、大井町の世帯からすると518というのは多いのか少ないのか、それが現実だと思うんですけども。その辺のところは町はどう考えていますか。

地域振興課長　今生産組合の加入状況ということかと思いますが、まず令和2年度、昨年度の状況でございますが、518戸ということになってございます。これが少ないか多いかということとはなかなか私も計り知れないところがございますが、基本的に農林業センサス、これ統計上の数字でございますが、町内の農家戸数については5年に一度把握ができているところでございます。各回申し上げますと、昭和45年、今から50年前の話ですが、農家戸数については753戸ということでございます。一番最新の情報ですと2020年、50年後の令和2年度の昨年度でございますが、427戸でございます。こちらの過去から50年間でかなり農家戸数も減ってきているということが読み取れるかと思いますが、この生産組合の加入要件については自治会の中で様々な考え方がございます。

こういった関係から、実際に農家、こちらの統計調査、農林業センサスの中で農家と認定される方の把握と、また生産組合長に加入ということでは条件がまた違うと思いますが、基本的には518戸、おおむね農家というところで登録がされているのではないかなと感じているところでございます。ただ、今から10年前、平成22年度でございますが、その時点では生産組合の組合員数については町内586戸ございました。ここ10年間で約70戸近く減少していると。これは町内農業従事者、農業生産者、また担い手の減少ということもございまして、おそらくこの生産組合員も今後さらに減少していく方向になるのではないかと、というふうに感じているところでございます。

8 番　大事な問題で、今までの私たちの町ができて、31年ですから66歳。私と同じ年なんです。何もタッチしてこなかったというのはおかしいもんで、いろんな

加入要件でも何でも含めて、町が生産組合長にはこんな仕事をお願いしたいんだよということが規定でも何もなかった。今でもないというのは、だから加入要件も各自治会によって違うとか、今までのやり方でやっていたということで、一応これは町としては報酬を出しているわけですから、なかったものを今責めてもしょうがないんで、今後はそういうのをつくっていく必要があると思いますが、その辺のところはどうでしょうか。

地域振興課長　今回鈴木議員から一般質問をいただいて、私も改めて大井町の生産組合長の考え方について、課員と一緒に精査させていただいたところでございます。お恥ずかしいことながら、私もここで詳細に過去からの経緯等も聞いた中、調べた中でいろいろ考えるところがございました。やはり今まで国の制度、または法律の中で、各地域の農業生産者の代表として生産組合長には町の行政からのいろんな依頼事項、調査案件、産業まつりの農産物品評会の出品物の掌握なども含めてでございますが、その都度毎年依頼をさせていただいたところでございます。この辺も町の中に、ただ基準が全くございませんので、今後町の農政をしっかりと推進していくためにも、一定の基準づくりは必要ではないかと考えているところでございます。

8 番　でも、先ほど、18団体のうち1つ抜けた自治会があると、その時点で何で抜けるんだというような、そこから町がお願いにする要件、先ほど町長答弁でいくつか言っていましたけども、そのうちの2つはもう今実際やってないよという御答弁だったですよ。調査も国のあれも終わって、昔はっていう言葉はおかしいですけども、自治会長より生産組合長のほうが実権握っていた時代もあったと思うんです。農業イコール自治会みたいなところがありましたんで。ただ先ほど私も登壇で言いましたけど、周りの状況が違うんで、もう農地を持たない住民のほうが明らかに多い。同僚議員が質問しました自治会の加入制度も含めてですけども、その辺のところが自治会にも加入していない、生産組合は別個だといっても、今後高齢化も含めて、荒廃地対策も含めて今後こういうことで必要だということ为先ほどの答弁にもありましたけども、そんなところも網羅しながら、逆になくなったところに、だってちょっとさっき美化清掃どうのこうのというのは、それは自治会に任せちゃっているからであって、本来の生産組合の仕事でもやっている自治体もあるらしいんですよ、実際。JAとイ

コールというところは、今回の発端はJAの支部長制度と大井町の生産組合長制度を取り違えて誤解されていて、生産組合だったから農協の配りものって何でやんなくちゃいけないんだよという誤解されている人がいたんで、その辺のところを踏まえて、それが今度地域振興課の担当なのか、協働推進課か、課はまたいいんですけども、もうちょっとそういうことを分けてできたら、どういうアクションを起こすか分かりませんが、町から説明するのが適切なのか、支部長制度ですから、農協さんももうちょっと丁寧にその地区に支部長制度というものを説明しなくちゃいけないのか、私個人的には年に1回、産業まつりの品物を集めるのが生産組合長の仕事だとばかり思っていたんですよ。支部長制度というのは農協の仕事で、配りものは別だと思っていたんで。

以前にも道水路委員の廃止も含めて、時代の流れでそういった必要がなくなったときには考えていって、道水路はなくなりました。それが逆に生産組合が担っている自治会もあると思いますけども、これは自治会によって違うというのが、スタートのお願いする要綱がすっきり決まっていないから、その各生産組合によって。水田持っているところなんていうのは水路の管理から何かからあるわけですね。山のほうはさっきも課長が言ったとおり、道路畦畔とか農地の管理を含めてやっているところもあるし、そういうところを持たない平場のそういう自治会のところでは、もう生産組合なんていらねえよと。農地はあってももうそこから抜けちゃうという。今後今年の予算で大井のファーム制度とか、いろいろなことをまとめて荒廃地対策にも予算を割いてやっているというのは十分承知していますんで、そこら辺も含めてもう一度そういう要綱をしっかりとつくって、住民とか自治会に御説明しなくちゃいけないと思うんですけども、その辺はどうでしょうか。

地域振興課長　まず、その一定の基準というのは、やはり繰り返しになりますが、検討していく必要があると考えております。農協の支部長制度、それと町の生産組合長制度、こちらですけども、今生産組合長と農協の支部長、兼務されている方が、先ほど答弁でもありましたが、17団体。1つの団体だけ兼任はしていないということでございます。これも地区、また自治会でそれぞれ考え方があろうかと思えます。一般的には多くが輪番制で13団体ですね。もう年功序列じゃないんですけども、次にやる方が順番で回ってくるというような状況です。支部長に

なられるのが先なのか、生産組合長が決定するのが先なのか、その辺についてはちょっと町のほうも把握しておりませんが、農協ともしっかり話をした中で、じゃあ町の生産組合長の業務がどういったものなのか、その辺はしっかりアナウンスをしていきたいというふうに考えております。

- 8 番 最後になります。今言ったそのJAさん、農協さんとの連携ですけども、先ほども言ったとおり、産業まつりの出品の取扱いだけだったら、JAさんと支部長さんと連携して集めて運営できるのかなというように思いましたんで、今有害鳥獣駆除とか、いろんな荒廃地対策も含めて、JAさんでも進めている案件もあると思いますんで、町として全然連携してなくていいという問題でもないし、この辺のところは今回の生産組合については連携していないという回答でしたけども、JAさんとはいろんなところで顔の見える関係を築いて、何かお願いするときにやっぱり顔がないと。見えてないとやっぱりそこで一本線を引かれちゃいますんで、お願いできる場所でお願いしながらそういった要件をつくって行って、その説明も町と農協と、いろんな観点からやっていくべきだと思います。時間少し残っていますけども、お願いして続けてやるべきだということの意見を申し添えて、一般質問を終わります。ありがとうございました。

議 長 以上で、8番議員、鈴木磯美君の一般質問を終わります。
ここで、昼食休憩といたします。再開は13時とします。

(11時40分 休憩)

(13時00分 再開)

議 長 休憩を解いて再開いたします。
本日は報道関係者の写真の撮影とタブレットの使用及び録音を許可しましたので、御了承願います。

引き続き、一般質問を行います。

通告4番、6番議員、岡田幸二君。

- 6 番 通告4番、6番議員、岡田幸二です。
通告に従い、質問いたします。

まず、昨年来のコロナ禍、現在に至るまで経験したことのない大変な事態となっています。そのような中、待望のワクチンができ、国内でも接種が始まり